# 仕様書

## 第１章　工事の範囲・工程・履行計画

（工事内容）
第１条　受注者は以下の工事を行うものとする。
（１）　監督員と確認した建物の復旧・廃材運搬・処分に係る一連の工事
（２）　上記のほか、本工事を実施するにあたり付随する作業
（安全管理）
第２条　受注者は工事にあたっては細心の注意をはらい、労働安全衛生法及び関係法令を遵守し、公衆並びに従業員の安全を図らなければならない。
（工事計画書等）
第３条　受注者は工事に際して以下に示す書類を遅滞なく作成し、本市に提出しなければならない。
（１）　工事計画書
（２）　工事工程表
（３）　工事体制表
（４）　その他必要に応じ監督員が指示するもの
（経費の負担）
第４条　本工事において使用する水、電力、燃料及び通信等に必要な仮設物の設置並びに経常費は原則として受注者の負担とする。

## 第２章　その他

（疑義の解釈）
第５条　本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は発注者と協議し、決定するものとする。
　また、本仕様書等に明示されていない事項があるとき又は内容に相互符合しない事項があるときは双方協議して定めるものとする。
　ただし、本仕様書に明示されていなくとも、技術的に当然必要なもの又は現場の都合上欠くことのできないもの等により生ずる軽易な事項については発注者と協議し、決定するものとする。
（提出書類）
第６条　提出書類は、原則として次の一覧により作成し、遅滞なく監督員に提出するものとする。

| 提出書類 | 備考 | 提出時期 | 部数 |
|---|---|---|---|
| 着工届 | 標準書式にて提出 | 契約日から７日以内 | １部 |
| 監理技術者等通知書 | 〃（必要な場合） | 〃 | 〃 |
| 工事計画書等<br>　工事計画書<br>　工事工程表<br>　工事体制表 | 任意書式にて提出 | 〃 | 各１部 |
| 主任技術者等通知書 | 標準書式にて提出 | 工事開始前<br>**※２名以上となる場合は<br>それぞれ提出が必要** | １部 |
| 現場代理人届 | 〃 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 完成報告書等<br>　工事完成報告書<br>　マニフェストの写し<br>　再資源化等報告書<br>　その他本市が必要と認めた書類 | 標準書式にて提出 | 工事終了後すみやかに | 各１部 |
| 　工事記録写真<br>　廃棄物運搬車搬出時写真 | 任意書式にて提出 | | |
| 工事完成届 | 標準書式にて提出 | | |
| 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第４条に規定する書面（変更様式） | 〃（必要な場合） | 変更があった場合 | １部 |